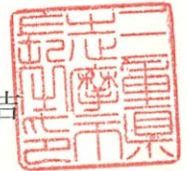


志摩市告示第89号

志摩市軽自動車税種別割納税証明書の有効期限に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 5 月 11 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市軽自動車税種別割納税証明書の有効期限に関する取扱要綱の一部を改正する告示

志摩市軽自動車税種別割納税証明書の有効期限に関する取扱要綱(平成22年志摩市告示第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

志摩市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する取扱要綱

第1条中「軽自動車税種別割納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

第2条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の志摩市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する取扱要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。